

契約事務における最低制限価格等の誤りについて

建設局では、既に対応済みの1件のほか、全庁緊急点検の結果、3件の最低制限価格の算定誤りが判明しましたので対応状況等についてご報告します。

今回の件を踏まえ、建設局では、改めて局内の関係部署に対し、適正な事務処理について周知徹底を図ります。今後、このようなことがないよう再発防止に向け徹底してまいります。

	業種	件名	契約金額	算定誤りの原因	対応状況等
1	電気工事	木遣り橋維持工事(歩道照明)	—	経費区分の計上誤り	落札者が異なったため7月6日、契約手続きを中止しました。 内容を見直したうえで8月に再発注を行い、9月9日に契約となりました。
2	一般土木工事	黒目川黒目橋調節池工事(その12)	—	経費区分の計上誤り	11月10日、全者辞退のため不調でした。
3	一般土木工事	黒目川黒目橋調節池工事(その12-2)	—	経費区分の計上誤り	11月22日、公表を取り下げました。 11月29日より再発注しました。
4	一般土木工事	飯田橋外2橋維持工事(修理・橋面舗装)	—	経費区分の計上誤り	11月24日、公表を取り下げました。 内容を見直したうえ再発注を検討しています。

【問い合わせ先】
東京都建設局総務部用度課
電話03-5320-5242(直通)